

京都市立南太秦小学校  
台風・地震等に対する非常措置について（令和4年版）

京都市に「暴風警報」または「特別警報」が発表された

● 登校前に「暴風警報」または「特別警報」が発表された場合

- (1) 「暴風警報」「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合せ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合は、以下の措置をとります。
  - ・午前 7時までに解除になった場合・・・平常授業
  - ・午前 9時までに解除になった場合・・・3校時（10時45分）から始業 ※給食あり
  - ・午前11時までに解除になった場合・・・5校時（13時45分）から始業 ※給食中止
  - ・午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業
- (3) 「特別警報」が解除された場合は、以下の措置をとります。
  - ・午前 0時（夜中）までに解除になった場合
    - ・・・当日は5校時（13時45分）から始業 ※給食中止
  - ・午前 0時（夜中）現在、警報発令中の場合
    - ・・..

学校にいる時に警報が発令された

● 「暴風警報」「特別警報」が発表

- ・直ちに臨時休校とします。
  - ・下校の安全が確認できるまで、原則学校に留め置くこととします。
  - ・下校（帰宅）方法をメール配信、ホームページ等でお知らせします。  
下校（帰宅）方法は下記の2つの方法のいずれかになります。
    - ① 学校での引き渡し
    - ② 集団下校（緊急下校カード（水色）に記載された場所へ）
- ※ 通信手段が使用できなくなった場合は、正門付近に状況・対応等を掲示します。

学校にいる時に震度5弱以上の地震が発生した

● 震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・直ちに臨時休校とします。
- ・下校の安全が確認できるまで、原則学校に留め置くこととします。
- ・引き渡し開始の案内をメール配信、ホームページ等でお知らせします。  
※ 集団下校はしません。引き渡しによる下校を行います。
- ※ 児童引き渡しカード（黄色）の記載事項をもとに引き渡す方の確認をします。
- ※ 通信手段が使用できなくなった場合は、正門付近に状況・対応等を掲示します。

京都市に震度5弱以上の地震が発生した

● 登校前に京都市に震度5弱の地震が発生した場合

- (1) 下校後から翌日の登校までに、震度5弱以上の地震が発生した場合
  - ・・・次の登校日は臨時休業
- (2) 休業日、あるいは休業前日に震度5弱以上の地震が発生した場合
  - ・・・原則として休業明けの登校日は臨時休業  
例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、次の月曜日は休業。  
ただし、安全が確保できる場合は、授業を実施することができます。  
その際は、メール配信、ホームページ等により連絡します。

その他

- ・「暴風警報」や「特別警報」などの対象地域が、「京都市」と呼ばれる場合、「京都府南部」や「京都・亀岡地域」と呼ばれる場合があります。
- ・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。
- ・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き（家に在宅、外出するが〇時に帰宅するなど）をお子さんとお確かめください。

避難勧告・避難指示（緊急）が発令された

● 水害の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合

- ・「暴風警報」が発表された場合に準じた措置を取ります。

大雨警報、洪水警報等が発表された

- ・気象状況により、長期期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校になる場合があります。
- ・臨時休校になる場合は、メール配信、ホームページ等でお知らせします。  
※ 特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。

- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて、メール配信・ホームページ等でお知らせします。
- ・緊急連絡先については常に最新のものを担任にお知らせください。
- ・学校が外部との連絡がつきにくくなる恐れがあります。電話でのお問い合わせはできる限りご遠慮いただきますようご協力お願いします。